

〔出えん実施結果概要〕

- ・19年度の事業として計画した2事案について、予定通り年度内に完了
- ・出えん総額についても、第11回離島対策等検討会(19年9月開催)承認済金額に対し、執行率82%強に収まった。

【出えん額実績】		単位(千円・%)		
計画(A)	実績(B)	札幌市		執行率
				(B/A)
20,410	16,833	5,233	11,600	82.5

〔概要〕

支援先	北海道 札幌市	鹿児島県 奄美市
発生場所	北海道札幌市清田区	鹿児島県奄美市知名瀬及び根瀬部地区
原因者	山 政一(自動車リサイクル法違反で逮捕 20年2月12日)	松元富吉・義昭 親子(廃業)
不法投棄物品種類	使用済自動車 解体自動車 その他自動車由来の廃棄物	①知名瀬地区 解体自動車および自動車由来の廃棄物 ②根瀬部地区 使用済自動車および解体自動車
処理量	使用済自動車 90台 解体自動車 67台 その他自動車由来の廃棄物 42.6t 3,570本(廃タイヤ含む)	①解体自動車等178t(計量時) ②使用済自動車152t(計量時) (内訳)使用済自動車24台(14t)、解体自動車138t 合計 330t
生活環境上の支障	・水質汚濁及び土壌汚染に関する撤去を完了 ・現場への進入を禁止する仮設柵を設置	①廃油・廃液による地下水・土壌汚染の恐れ ②廃油・廃液による海域汚染の恐れ 撤去を完了し、防止策として立入防止柵を設置済
工期	11月1日～12月15日(実働 35日間)	1月7日～2月14日(実働 26日間)
代執行スケジュール	平成19年 3月 7日 措置命令発出 10月 11日 札幌市の事業費予算化 11月 1日 行政代執行着手 12月 15日 撤去および適正処理への引渡し 事業完了 平成20年 2月 12日 原因者を自動車リサイクル法違反で逮捕 4月 8日 判決(懲役8月、執行猶予3年)	平成19年 7月 30日 措置命令発出 9月 18日 奄美市の事業費予算化 平成20年 1月 7日 行政代執行着手 1月 21日 島内撤去完了および島内中間処理の実施 2月 14日 海上輸送および中間処理を経て事業完了 2月 29日 最終処分量確定
	撤去・処理方法	廃棄物処理法および自動車リサイクル法に則した処理
総事業額	6,541 千円	14,500 千円
出えん総額 (出えん率:80%)	5,233 千円	11,600 千円

・反省点及び対策

反省点	・本事業請負業者が引取業者として自治体登録を有しているもののセンター登録をしていなかったことが業者決定後に判明 ⇒ 直ちに対応をとり、日程遅れには繋がらなかったものの引取実績に関する情報が重要と認識	・事業実施まで3年間かかり、その間、有価物を盗難され事業費が増加 ⇒ 市町村担当者との理解・準備に時間を要し、運用面での計画変更が多数発生した
対策	・自治体登録有無だけでなく、引取実績の有無について自治体に注意し説明することが必要	・都道府県及び市町村担当者との早期コミュニケーション強化が必要

環境省リサイクル対策室との連携を図り実施体制を整備する。

